

八街市教育委員会議事録

令和6年第1回定例会

期 日 令和6年1月25日(木)
開会 午後 1時25分
閉会 午後 2時45分

場 所 団体研修室

教育長及び出席委員	教 育 長	浅 尾 智 康
	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	吉 田 昌 弘
	委 員	橋 爪 通 代
	委 員	近 藤 博

出席職員	教 育 部 長	土 屋 武 志
	教育総務課長	富 谷 和 恵
	学校教育課長	一 瀬 祐 彦
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	須賀澤 勲
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	土 屋 顕 仁
	図書館長	富 谷 のり子
	学校給食センター所長	岩 井 濟
	教育総務課副主幹(事務局)	幸 野 慎 一

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和6年第1回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は5名全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に橋爪委員と近藤委員を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を土屋部長よりお願いします。

○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和5年12月21日から令和6年1月23日まで、教育長が出席しました主な行事及び動静についてご報告いたします。

始めに12月22日 市長室にて市長より教育長2期目令和8年12月21日までの辞令を厳粛な中いただきました。

1月7日 中央公民館にて、令和6年二十歳を祝う会第1部と第2部に出席いたしました。当日の参加者数は、1部の八街中学校区及び八街北中学校区で210人、2部の八街中央中学校区及び八街南中学校区で229人で、全体の出席率は64.0%で昨年より3.6ポイント下がりました。また、当日急遽、令和6年能登半島地震義援金募金を行い、3万200円が集まり、1月30日に実行委員の代表より市長、教育長立ち会いのもと、社会福祉協議会に募金を託します。なお、二十歳を祝う会には教育委員の皆様にもご出席いただきました。お忙しい中、誠にありがとうございました。

1月13日 中央公民館にて、第5回八街演劇祭を鑑賞しました。この演劇祭は、八街市中学校演劇部顧問会が主催し教育委員会が後援をしているもので、千葉黎明高校演劇愛好会、八街中学校演劇部、八街中央中学校演劇部及び劇団ピーナッツ共和国（千葉黎明高校、八街中学校OGメンバーが中心の劇団）が演劇を披露し、どの演劇も見入る人を引き込み感動の舞台でした。

1月14日 スポーツプラザにて、第67回八街市ピーナッツ駅伝大会に開閉会式を含めて出席しました。本年度は、コースを大幅に縮小し、中学校男女の部、高校生、女子、一般、オープンの部全てが同じ14.1キロメートル、5区でたすきをつなぎました。参加チームは昨年より、12チーム増えて39チームでした。

なお、中学校の男子の部には3チーム、中学校女子の部には4チームが参加し、中学校男子の部で優勝した八街中学校陸上技部は、総合でも9位の成績を収め、男女とも力走を見せていただきました。また、八街東小学校、朝陽小学校及び八街北中学校の先生方もチームで走り抜きました。この大会には、山田教育長職務代理者及び橋爪委員にご出席いただいております。

1月22日 大会議室にて、第4期八街市通学路交通安全対策連絡協議会に出席しました。この連絡会には、教育委員会事務局の他、佐倉警察署、国道道を管理する印旛土木事務所、市道路河川課、市防災課などからご出席をいただき、通学路の危険箇所の対策状況や緊急一斉点検の進捗状況について協議しました。

1月23日 市議会議場にて八街っ子夢議会に出席しました。この事業は、育て八街っ子推進事業で、市及び市教育委員会が主催し、育て八街っ子推進協議会が主管して実施いたしました。今回は、保護者の傍聴もあり、市内の14の小中高等学校から市及び市教育委員会に代表質問14、関連質問14併せて28の建設的な質問がされました。

議会は、八街中学校の生徒が議長、副議長、事務局長を行い、32名が執行部と真剣に議論を行いました。

中でも八街北小学校の「交通安全意識の向上について」の代表質問では、ピーちゃんナッチャンをデザインした交通安全を呼びかける看板設置の提案に対し、市から今年度中に設置するとの答弁をいただきました。全体的に建設的で夢のある質問で、市長、教育長も子供たちの提案に対して丁寧な答弁を行い、子供たちも充実感のある一日となりました。

そのほかの行事等につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回議事録について12月21日に開催しました第12回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしておりますが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は、議案第1号から議案第3号の議案3件、第1号報告と第2号報告の報告2件です。

続いて非公開についてお諮りします。

本日の案件を見ますと、議案第3号については、教育委員会会議規則第13条第1項第4号「関係機関との協議を必要とする事項」に該当することから、第2号報告については、同規則同条同項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

ご異議無しと認め、議案第3号及び第2号報告は非公開により審議することとします。

はじめに、第1号報告 教育長職務代理者の指名についてです。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められております。昨年4月にも私が就任した際、指名を行ったところですが、12月22日付けで教育長として再任されましたので、改めて教育長職務代理者について山田良子委員を指名させていただいたことを報告します。

ここで、教育長職務代理者に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○山田教育長職務代理者

あらためて、職務代理者として指名していただきました山田です。教育長の下、勉強して少しでも役に立てるよう頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひします。

○教育長

以上で、第1号報告を終わります。

それでは、次に、議案第1号 八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

別添資料議案第1号と明記してあります「八街市学校運営協議会の設置に関する規則」をご覧ください。

この規則の制定にあたり、この学校運営協議会委員にかかる報酬につきましては、10月26日の教育委員会定例会におきましてご承認をいただきまして、市議会12月定例会に上程し可決の議決を得たところです。

本年4月から八街北小学校をモデル校として立ち上げ、令和7年度に全小中学校に導入を目指すことから、新規に学校運営協議会の設置等に関する規則について制定しようとするものです。

第1条では、趣旨として、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める規則としてあります。

第2条では、設置について、小学校及び中学校ごとに協議会を置くものとなりますが、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができることとしています。

第3条では、協議会の運営方針として、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとしています。

第4条では、所掌事務といたしまして、学校運営の基本方針の承認をすること。学校運営について意見を述べること。教職員の任用に関して意見を述べること。その他学校への必要な支援のこと。としています。

第5条では、協議会委員の構成は10人以内として、地域住民、保護者などとし、委員の任期は1年としています。

第6条では、協議の中で児童生徒や職員などに関する個人情報を知り得る可能性がありますので守秘義務と委員がしてはならない行為を規定しています。

第7条、第8条、第9条では、協議会の正副会長、会議の成立条件、会議の公開について規定しています。

第10条では、承認を得なければならない事項として、本規則第4条で規定している、学校運営の基本方針の承認事項について示しています。この承認制度を設けることで、地域住民等と方針の共有が図られ「地域とともにある学校づくり」を実現することができると考えています。

第11条では、本規則第4条で規定している学校の運営についてと教職員の任用について意見を述べることについて、本協議会は学校運営に関して協議する機関として設置するものでありますので、校長の意見を聞くこととしています。

第12条では、教職員の任用に関して意見を述べること。について、特定の個人は対象ではなく、対象となる事項は承認をした基本方針を実現するために有効な採用などに関する意見としています。

第13条では、学校運営等に関する評価、情報提供について、学校教育法、同法施行規則の定めるところにより、評価、公表について規定しています。

第14条では、教育委員会は、委員に対して協議会及び委員の役割、責任等についての研修や、協議会に対しては、指導、助言を必要に応じで行うものとしています。

第15条では、委員の解任として、本規則第6条で規定している守秘義務などに違反した時などは、委員を解任できると規定しています。

なお、附則としてこの規則は、令和6年4月1日から施行となります。
以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの説明に対して質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

第5条では委員は10人以内となっておりますが、将来的に学校が増えた場合、2校の兼務をしてよろしいか伺います。

○社会教育課長

2校の兼務は可能です。条例改正の時に報酬について1協議会あたりと明記しているので問題なく報酬も支払えます。

○山田教育長職務代理者

学校評議員が協議会の委員として兼務することも可能でしょうか。

○社会教育課長

はい。それも可能です。

○教育長

他に質疑が無ければ、議案第1号について、議案とおりに可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

では異議なしと認め議案第1号について可決することに決定しました。

次に、議案第2号 八街市学校運営協議会の運営に関する要綱の制定についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第2号 八街市学校運営協議会の運営に関する要綱(案)についてご説明します。

第1条では、趣旨として、この要綱は学校運営協議の運営に関し、必要な事項定めるものとしています。

第2条、第3条、では、学校運営協議会設置の対象学校の校長が設置に同意する場合の同意書の提出、及び校長の協議会委員の推薦、並びに任命する委員に対し任命書の交付について規定しています。

第4条では、校長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項(基本的な方針の承認)に規定する承認が得られるように、委員に対し説明に努めることと、承認が得られない場合の対応について規定しています。

第5条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第6項(学校運営について意見)及び同条7項(教職員の任用についての意見)に規定する意見の取り扱いについて規定しています。

第6条では、協議会委員の報酬の支払について規定しています。

第7条では、会議の事務は、対象学校において処理することと規定しています。

第8条では、会議録の作成、

第9条では、年度終了後に協議会の活動状況を教育委員会に報告することを規定しています。

第10条では、協議会の情報提供の手法について規定しています。

この要綱は、令和6年4月1日から施行するものです。

次ページからは各様式について規定しています。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対して、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

特に質疑がなければ、議案第2号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定しました。

○教育長

次に教育委員報告があります。1月7日に開催されました二十歳を祝う会に委員の皆さまにもご出席いただきましたが、その状況につきまして、山田教育長職務代理者から報告をお願いいたします。

○山田教育長職務代理者

本年度の二十歳を祝う会に出席させていただきました。厳粛な中にもとても温かみがある式で感動しました。スムーズな進行だったことと、最後に二十歳の方の誓いの言葉を、午前中は女性の手話を交えた言葉を、午後は二十歳になってこれから社会に出てくる成人としての自覚を持った想いの深い言葉で締めくくられて、午前午後も感動的な式典だったと思います。

これは二十歳の方達の努力と、教育委員会との綿密な準備と連携が今回の式典につながったと思います。

八街の将来を担ってくださる二十歳の方達の素晴らしい姿に、感動とまた安心した思いで式典を見させていただきました。

ありがとうございました。

○教育長

私からも補足させていただきますと、幼少中高連携教育の共通6項目の1番目に、静かに話を聞くことができるという項目がありますが、二十歳になってもそれがまだ身についてくれたことを、とてもうれしく思いますし、二十歳の皆さんの態度を本当に誇らしく感じたところです。

これもやはり幼少中高の取り組みの成果の一つだと思いますので、今後もしっかり取り組んでいかななくてはいけないという思いを新たにしたところです。

○教育長

それではここからの審議は非公開となります。

議案第3号 令和6年度当初予算要求に係る主要事業等について

各課等長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第2号報告 専決処分について

学校給食センター長が説明を行った。

○教育長

それでは以上で、本日の議題は終了しました。

6. その他

○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

7. 教育長閉会宣言

○教育長

それでは、本日の日程はこれをもって終了し、閉会とします。
ありがとうございました。

令和6年第1回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 6年 1月25日(木)
午後1時30分 大会議室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 前回議事録の承認について

第5 議 題

(1) 議決事項

議案第1号 八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

議案第2号 八街市学校運営協議会の運営に関する要綱の制定について

議案第3号 令和6年度当初予算要求に係る主要事業等について

(2) 報告事項

第1号報告 教育長職務代理者の指名について

第2号報告 八街市教育委員会職員の分限(休職)処分について

第6 その他

第7 教育長閉会宣言

教育長報告

令和5年12月21日～令和6年1月24日

日付	曜日	時間	場 所	内 容
12/21	木	9:00	二州小学校、二州沖分校	学校訪問
〃	〃	13:30	団体研修室	教育委員会定例会議
〃	〃	15:00	教育長室	千葉県教育委員連絡協議会令和5年度第1回 教育長・教育委員研修会（オンライン）
12/22	金	9:00	市長室	教育長辞令交付
12/27	水	10:40	教育長室	NTT東日本千葉事業本部長表敬訪問
〃	〃	11:15	八街葬祭センター	学校薬剤師親族葬儀
1/4	木	13:10	特別会議室	庁議
1/6	土	15:00	スポーツプラザ	八街市ピーナッツ駅伝大会代表者会議
1/7	日	9:00	中央公民館	二十歳を祝う会
1/9	火	9:00	教育長室	教育委員会連絡会議
〃	〃	15:00	大会議室	長欠担当者会議
1/10	水	16:00	印旛合同庁舎	第4回印旛地区教育長会議
1/12	金	13:30	大会議室	印旛地区教育委員連絡協議会教育功労者表彰 選考会議
1/13	土	12:00	中央公民館	インドネシア展視察
〃	〃	12:45	〃	第5回八街演劇祭
1/14	日		スポーツプラザ	ピーナッツ駅伝大会
1/15	月	13:30	交進小学校	校長会
1/16	火	13:00	議場	夢議会リハーサル
1/17	水	9:10	第1会議室	部課長会議
〃	〃	14:00	中央公民館	第4回社会教育委員会議
1/18	木	15:00	交進小学校	教頭会
1/22	月	15:00	大会議室	第4期八街市通学路交通安全対策連絡協議会
1/23	火	12:50	議場	八街っ子夢議会

前回議事録の承認について

令和5年12月21日第12回定例会議事録・・・別添のとおり

議案第 1 号

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

八街市教育委員会は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則を別添
のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 2 号

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱の制定について

八街市教育委員会は、八街市学校運営協議会の運営に関する要綱を別添のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

議案第 3 号

令和 6 年度当初予算要求に係る主要事業等について

八街市教育委員会は、令和 6 年度当初予算要求に係る主要事業等について、
別紙のとおり市長に申し出る。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

第1号報告

教育長職務代理者の指名について

八街市教育委員会教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者を次のとおり指名する。

令和6年1月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

指名を受ける委員

第2号報告

八街市教育委員会職員の分限（休職）処分について

八街市教育委員会職員の分限（休職）処分について、臨時代理により決定したので、八街市教育委員会行政組織規則第6条第2項の規定により次のとおり報告します。

令和6年1月25日提出

八街市教育委員会教育長 浅尾 智康

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、八街市立の小学校及び中学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）に定める事由に該当する場合であって、本市において2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、当該2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（法第47条の5に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の他必要に応じて学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の意見を聴くものとする。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の校長が作成する基本的な方針の協議及び承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営について教育委員会又は当該対象学校の校長に対し意

見を述べること。

(3) 対象学校の職員の任用について当該職員の任命権者に対し意見を述べること。

(4) その他対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に係る地域住民

(2) 対象学校に係る保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) 学識経験を有する者

(7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこ

と。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
 - (2) 対象学校の組織編成に関する事項
 - (3) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(評価及び情報提供)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の所在する地域の住民、保護者等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会に対し、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

(1) 委員が第6条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。
(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和5年教育委員会規則第 号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、八街市学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 規則第2条第2項の規定による八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意向の確認に対し、対象学校の校長が設置に同意する場合は、設置同意書（別記様式第1号）を作成し教育委員会に提出するものとする。

(委員の任命)

第3条 対象学校の校長は、委員推薦書（別記様式第2号）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第5条第1項の規定により任命した委員に対し、任命書（別記様式第3号）を交付する。

(基本方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第4項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合には、対象学校の校長は次の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、協議会の委員から基本的な方針についての意見を聴取し、教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認を得られるように努める。
- (3) 対象学校の校長は、協議会の承認が得られるまでの間、教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

(意見の取扱い)

第5条 法第47条の5第6項及び同条第7項に規定する意見の取扱いは、次

によるものとする。

(1) 法第47条の5第6項の規定により、教育委員会又は校長に対して協議会から教育課程の編成に関する意見の申出がなされた場合は、原則として小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に反しない限度において当該意見を取り扱うものとする。

(2) 教育委員会は、法第47条の5第7項の規定により、協議会から対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見の申出がなされた場合は、これを尊重することとする。ただし、教育委員会が定めている職員の配置基準の範囲内において当該意見を取り扱うものとする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、八街市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年条例第3号）の定めるところにより年額を支払う。

(庶務)

第7条 会議の開催通知等、会議の運営に係る事務は、対象学校において処理する。

(会議結果の記録作成)

第8条 会長は、会議終了後、速やかに、会議結果の記録を作成するものとする。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度終了後、協議会の活動状況を学校運営協議会活動状況報告書（別記様式第4号）により、教育委員会に報告するものとする。

(情報提供)

第10条 規則第13条第2項の規定による情報提供は、対象学校の学校だよりやホームページ等を通じて行う。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条）

文 書 番 号
年 月 日

八街市教育委員会 様

八街市立
校長

学校運営協議会設置同意書

本校は、八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第2条の規定により学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

実施計画書

1. 学校の概要

学校名							
校長名					教職員数	人	
学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
学級数							
生徒数							
所在地							
電話番号				FAX番号			
学校ホームページURL							
代表メールアドレス							

2. 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催（年間 回 実施）

	開催時期	主な協議内容等
第1回	令和 年 月 日（ ）	・
第2回	令和 年 月 日（ ）	・
第3回	令和 年 月 日（ ）	・

(2) その他

--

八街市教育委員会 様

八街市立
校長

学校運営協議会委員推薦書

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

	(ふりがな) 推薦委員氏名	現住所	八街市学校運営協議会の設置等に関する規則 第5条の区分
		所属(役職名)	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

任 命 書

様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
47号の5第2項の規定により、八街市立〇〇
〇〇〇の学校運営協議会委員に任命します

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

八街市教育委員会

八街市教育委員会 様

八街市立
学校運営協議会
会長

学校運営協議会活動状況報告書

八街市学校運営協議会の運営に関する要綱第9条の規定により、 年度の活動状況を下記のとおり報告します。

記

1. 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日 時	人 数	主な議事、活動
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		
	年 月 日 : ~ :		

(2) 協議会から出された主な意見

2. 学校の取組

3. その他

※各回の会議録及び会議資料を併せて提出すること。